

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 4月号

(通巻第108号)

関西労働者安全センター

1983.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円

●第3回総会の成功を踏まえ

センター10周年の年、運動の飛躍を勝ちとろう 1

●1983年度運動方針 3

●連載 労働と精神神経障害 (4) 7

紀泉病院副院長 中山隆嗣

●マイクロエレクトロニクスと労災職業病 (6) 11

●第9期労働者針灸労習会に参加しよう 13

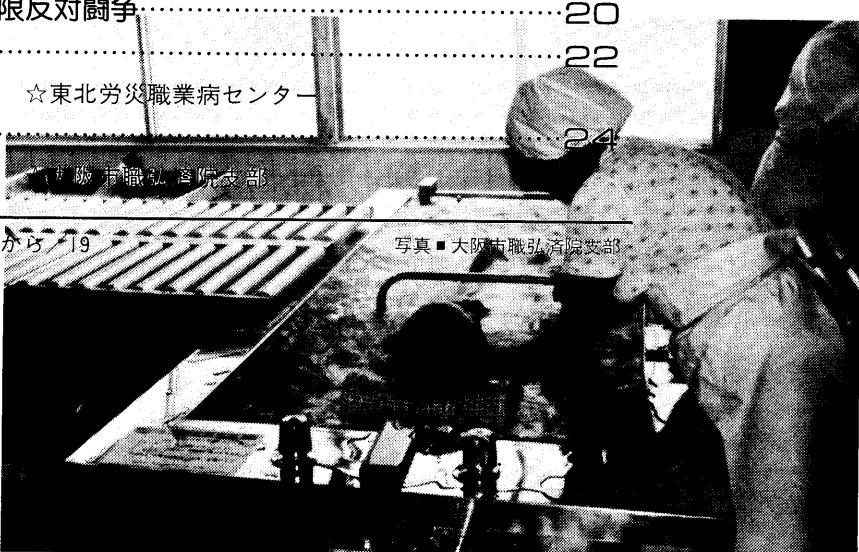
●前線から (ニュース) 15

●針灸治療制限反対闘争 20

●列島縦断 22

☆東北労災職業病センター

●うちの組合



3月の新聞記事から 19

写真・大阪市職引清防部

主張

第二回総会の成功を踏まえ センター10周年の年、運動の飛躍を勝ちとめ!

事務局長 楠本祥文

三月十二日、安全センターは大阪全通会館にて第三回総会を開催し、八二年度の運動成果を了承するとともに八三年度の運動方針を決定し、組織整備以来三年目の運動に入った。

総会には四三団体百二十名が参加したが、これは今回総会の目標でもあつた「体裁よりも内実重視」という点をほぼ満たしたといえる。

安全センターも今年度は組織発足以来十年目を迎えることになるが、八一年三月以降の組織活動重視という方針の徹底によつて、一応組織としての内実が整い、もう一まわり大きい戦略の下に、積極的運動を展開し得る素地ができたと判断している。八三年度運動方針についてはその全

文を後に掲載しているので説明は省くが、方針の枠組と新たな課題についてのみその概略をしめしておきたい。

最初は「方針の基調」についてである。これは安全センターの基本任務について述べたもので、労災職業病闘争の組織化によって、地域、職場の労働者の運動に活力を与えていくことを最重視している。そして、このことを可能にするために、安全センターの広い意味での専門的機能を格段に充実させていくとりくみを提起しているものである。

次は「一般方針」であるが、これは主に具体的な活動項目を挙げたものである。この中で今年度より新たに

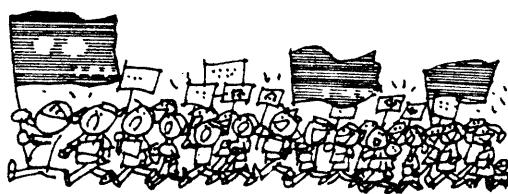


設けたものとしては、振動病闘争の推進、公務災害闘争の強化、理論研究活動の三つがある。振動病問題については今さら説明するまでもないが、認定数はここ数年、じん肺に次いで第二位であり、労働省が職業病被災者への補償打ち切り、制限のねらい打ちの対象にしてきたものである。また、林野庁の「行革」問題をテコとして、闘う全林野への攻撃は激しく、振動病闘争は現在極めて厳しい状況にあり、そしてそのすう勢は職業病闘争全般に大きな影響を及ぼすものである。我々は右の観点より、和歌山県古座川町健診を契機として振動病闘争への積極的参加を決めてきたが今年度はその充実を期したい。公務災害問題については、これまで大阪市職民生局支部との協力を軸に保母の頸肩腕、腰痛問題等にとりくみを進めてきたが、「行革」に伴う既得権はく奪攻撃に対する闘いとして公務員労働者の労災職業病闘争への精力的取りくみを決めたもの

である。もう一つの研究、理論化活動については、精神障害、出稼、雇用確保、夜勤・交替制勤務といった個別の課題についてのつづこんだ研究体制を確立するとともに、我々の安衛生運動の理論化を最重視し、成果についてはテキストの発行などを通じて大衆的レベルでの活用を図りたいと考えている。

最後に「重点方針」であるが、これは主に組織活動に関する方針であり、(一)組織拡大、機関誌拡大、教育充実、(二)地域連絡所の設置、(三)専門機能充実、の三つに絞っている。特に説明は必要ないと思われるが、役員全体、会員全体でとりくむことを何よりも重視したいと考えている。

以上八三年度方針について概述したが、我々が肝に銘じなければならぬことは、一つは運動は今こそ攻勢に出る時期であるということであり、もう一つは、そのための戦略とキメ細かい政策を作り上げなければならぬということである。新年度



'83年度運動方針

①運動方針の基調

総括の前文でも述べたように、資本主義の絶対矛盾の深化を背景として、政治社会状勢は急激な右旋回をはじめおり、ありとあらゆる領域において反動化が進みつつある。我々はこれと対決しはね返していく力量の拡大を最も重視するとともに、より多くの革新勢力との積極的な共闘・連帯を求めていく必要があると考える。

安全センターの基本的役割としては、地域職場における労災職業病闘争を積極的に推進し、また闘いを援助することにより、労働組合、地域労働者の運動に活力を与えて、その力が増大していくことを最も重視したい。そしてこの立場から、安全センター組織の飛躍的拡充をかちとりたいと考えている。またそのために、労災職業病・安全衛生闘争における多様なニーズに応えうる専門的機能、それは法律、医療、科学技術に留まらず運動上における実践的ノウハウをも含むものであるが、これらの拡

充を通じてセンター機能の大巾な充実をかちとつていきたいと考える。

また、当面の具体的な課題としては、労働省による針灸治療制限攻撃を全国の仲間と共にね返し、この闘いに勝利することにより、全国的な労災職業病戦線の着実でしかも強力な共闘をかちとり、今後敵が企てている労働基準法、労災保険法の抜本改悪策動を粉碎していく力量の基礎を作り上げていくことに精力をつぎこむことは極めて重要であろう。

そして、安全センターは'73年の組織発足以来、今年度は10周年目を迎えるが、10周年を真に実りある年とすべく、記念事業の計画等を通して、今後、数年の運動の基礎を再構築していくことに奮闘する決意である。

②一般方針

(1) 職場・地域における労災職業病闘争・安全衛生闘争の強化発展に努める。

- (2) 针灸治療制限に対する闘い、労災認定闘争など、労働行政に対する闘いを強化する。
- (3) 労災訴訟への支援を強める。
- 野村メツキ徳田訴訟、地域合同労組佐野安下請労働者支部三宅訴訟・植田マンガン訴訟・笹訴訟・全港湾名村分会雲見訴訟等現在係争中の闘いに引き続き支援協力をを行うとともに、出稼労働者柴田氏の脳卒中労災の行政訴訟に対して積極的支援協力体制を作り上げていく。
- (4) 労働基準法・労災保険法等、労災職業病関連法規の改悪に反対して闘う。
- (5) 全林野・全山労等と連帯して、山林労働者を中心とする振動病闘争を積極的に推進する。
- (6) 官公労働者と連帯して、公務災害闘争を強化する。
- (7) 全港湾じん肺闘争への支援・協力を強化する。
- 粉じん測定・じん肺健診等の体制作りに協力するとともに、行政闘争にも積極的に参加していく。
- (8) 住電闘争等大手企業における先進的闘いを支援し、安全・労災問題を通じて横の連絡共闘促進のため努める。が、'83年度特に力を入れたい課題について以下三つの重(9) 岩佐訴訟を引き続き支援するとともに、被曝労働問題についての研究と労働者の交流に努める。
- (10) 医療法律等専門家戦線及び学生戦線との協力体制強化に努める。
- (11) 組織の拡充・財政の安定化のため奮闘する。

- (12) 労災職業病闘争講座・針灸学習会・地域講座等教宣活動に力を入れ、また機関誌の内容向上、講読拡大を引き続き行う。
- (13) 大阪総評をはじめ、各地区評、地協との協力関係を密にし、その他進歩的労働団体、民主団体との連携に努める。また、労住医連に結集する医療機関や、全国労職連に結集する地域安全センター、そして日本労働者安全センターとの協力関係を強める。
- (14) その他、労働と精神障害問題、出稼労災問題、被災労働者の雇用確保問題、安全衛生運動の理論を確立すること、夜勤交代勤務問題等についての研究、活動を強めていく。

③'83年度重点方針

①②の項目において'83年運動方針に関する基本的立場、並びにその運動の骨子について示してきたところであるが、'83年度特に力を入れたい課題について以下三つの重點方針を確認したい。

安全センターの現在の団体会員数は約60団体であるが、引き続き組織拡大を第一級の課題として追及し、運動基

(1) 組織拡大・機関誌増加・教宣充実

盤の充実を図ることとする。具体的には新たに20団体以上の加入を実現し、80団体にまで伸ばしていくため、役員会において具体的なオルグ計画を策定し、全会員団体が協力して目標の実現に当りたい。また、従来、賛助会員の拡大についてはほとんど対策を講じてこなかつたが、入れば、財政的観点からも積極的加入を呼びかけ組織していく。

機関誌については'82年度は拡大月間を設定してかなりの成果を挙げたが、今年度も引き続き拡大運動にとりくんでいく。現在の有料配付数は実質的に一五〇〇部程度であるが、一八〇〇冊実現を期して奮闘する。また併せて編集体制の改善にもとりくみ、当面読者会の開催、職場通信員の確保を行い、編集委員会の設置を目標としたい。

教宣活動については、第三期労災職業病講座の一層の充実を軸として、秋期総学習運動の計画策定、地域講座の開催、また教宣パンフの継続的発行を実現する。

(2) 地域連絡所の設置

安全センターは昨年6月事務所を大淀区より西区に移し、その機能の効率化を一定実現してきたが、'82年度重視方針として決定した地域連絡所設置はその実現のための具体的方策を確立することができず、かけ声倒れに終ってしまった。が、方針 자체は今年度も重点課題として

堅持していく。また連絡所のイメージや機能については画一的なものを求めず、地域の特性に十分根ざした形で計画し、当面のスケジュールとしては地域ビラまき、地域講座の開催、行政闘争における共闘などの促進に力を入れ、地域の会員団体が中心となる形で連絡所の設置に努めていく。

(3) 専門機能の充実に向けて

安全センター自身の組織性格からしても、その専門的機能の強化は極めて重視すべき課題であり、重点方針として継続する。

医療関係については、南労会松浦診療所との全面的な協力関係の下に、出張診療所計画の実現のためにセンターとしても努力するとともに、地域における医療相談等についても積極的に開催するようにしたい。

また4月より南労会は分析センター（仮称）を新たに設置するが、当機関を要として、大学や研究所の中にいる技術者、研究者との協力・連携体制を作り上げていくべく努力し、分析センターの発展・充実のために協力していく。

法律関係については、'82年度は若手弁護士グループを中心として「労災実務研究会」の第一期をやりとげ、少なからぬ成果を挙げることができたが、今年度も引き続き研究会の開催を計画するとともに、労災認定、訴訟に

おける共同とりくみを積極的に行っていきたい。

専門的機能の充実という問題は医療・法律・分析といったものに限らず、問題として顕在化している労災、職業病問題の研究活動も不可欠であり、また運動における実践的ノウハウの充実も非常に重要である。センターとして、多様な運動上のニーズに応えうる体制を作り上げていくために、これら専門的機能の充実に力を入れて行くことしたい。

以上一般方針、重点方針について述べたが、安全セン

ターの運営協・事務局会議という役員会機能をこれまで以上に充実させることにより、着実に方針の実践に向けとりくみを強めていきたいと考える。

合本 関西労災職業病 全2巻

関西労働者安全センターの10年間

第一号～第五〇号

(一九七三年十月～一九七八年六月)

価格 一五、〇〇〇円

第五一号～第百号

(一九七八年七月～一九八二年八月)

申し込みは安全センターまで

労働と精神神経障害(4)

紀泉病院副院長 中山 隆

第一章

症例を通して考える

第一回においては、いわゆるノイローゼ神経症については、あえて説明しませんでした。心因的な原因等明らかな場合と、様々な要因が重なつておきている場合があり、症状も単なる不眠状態から、抑うつ状態、精神々経症、強迫神経症、心身症と様々な形であらわれてきており、職場や組合で問題となる場合も少くないと思われます。

症状等、又、どのような問題点があるのか、どう解決してゆこうとすればよいのか、一つ一つの症例を通して考えていきたいと思います。ただ分裂病巣の病気については、職場で発生するというよりは、発病年令が思春期から青年期にかけてということが見れば、発病のため仕事にすらつけない状態にある人が多いのではないかと思われます。

意見の対立など、職場においては日常茶飯のことと思われます。しばらくは、会社にいくことがおっくうで、朝ぎりぎりまで寝ていて、起きても、寝た気がしない、従って朝食も食べない時が多くなり、疲労しやすくなつたと感じるようになつて、ついに会社を休んで内科医院で診てもらうことになりました。

きつかけは
上司とのトラブル
三八才の男性。仕事は、金融関係
従つて数回の転勤を経験しており、

診てもらつても、特にどこといつて悪い所はなく、それでもだんだんと食欲がなく不眠勝ちとなり、約一週間後、突然夜中に上司に電話をかけ、今までの恨みつらみを長々と二時間にわたつてしゃべりまくつた時点から、病勢はそう状態に転化して

三回目の転勤先で発病し、以来、精神科入院、外来治療を経続的に受けてきて います。

いきました。

Aさんは、その時三十三才、妻と男女一人つの子供がありました。妻のためのも聞かず朝早く家を飛び出し、取り引き先へでかけて行き

、上司の悪口を散々ののしつてから会社に現われ、同僚を前に、会社はいかにすれば発展するかを大声でまくしたのです。

上司は気を悪くすると同時に、何か変だということで直ちに妻を呼び、会社の診療所に連れて行き診察を受けさせました。診療所の医師は、精神科受診をすすめ、紹介された病院にAさんは入院することになりました。妻は、何が何だかわからず、オロオロとし、精神科の医師から「入院治療が必要です」と言われてもピンとこず、渋々同意した形となりました。

発病の原因は

職場にもある

Aさんは当然「自分は病気ではない。上司が皆悪いのだ」と大声で抗議しましたが、入院を止めさせることはできませんでした。入院は当初四

カ月の入院を要し、退院後、Aさん

は、元の課にもどることはできませんでした。Aさんは又もや、転勤を命じられ、課も変えられてしまつたのです。

このことが、少なからぬ動搖をA

さんに与え、退院一カ月にして、再びそう状態となりました。今度は、慣れない職場で今までの遅れをとりもどそうとがんばり過ぎたことが不眠につながり、そう転したようですが、多少とも抑うつ状態が二～三日あつたようでした。

この時の入院は二カ月ですみ、今なお通院を続けていますが、年一回ぐらい、軽そう状態となり、ムダな買物が多くなることはあります。

入院には至らず経過してきています。

の問題点が含まれています。

それらは、まず組合はこのAさんに対する会社の処遇に対してもできなかつたこと、発病後の転勤先はAさんにとつて冷淡であったことなどがあげられます。

他の内科の病氣であれば、長期入

院や療養に対し、精神科の病氣に 対するほどの不利益をこうむることはありませんようにようですが、Aさんの場合、同僚の目の前で症状を示してしまつたこと、上司への悪口雑言を言いたい放題に言つてしまつたことなどのため、元の職場が受け入れてくれなかつたことが、次の症状悪化を招く一因ともなつてゐると思われます。

Aさんは、組合とともに元の職場にもどる鬭いが組めなかつた、誰も

Aさんに手をさしのべる者がいなかつた、ともに強制配転の不当性を訴える人がいなかつたという孤立感にさいなまれただろうと思われます。

Aさんは仕方がないこととして、

現在はあきらめ、会社のいわゆる「窓ぎわ」の課に配属されて今日に至つております。会社からは、定期的な精神科医の診断書提出が命じられており、一年に一度「通常勤務」可能かどうかをただされているのです。

会社の言い分は「薬を飲んでいる

から、まだ完治したのではない」というもので、会社へ復帰する時はもちろん、社会復帰訓練のため会社に顔を出すことすらも、この理由で拒否してきましたということもありました。なるほど、薬を飲んでいる限りにおいて、「一般的には完治していないかも知れませんが、精神科の薬の服用には二つの大きな意味があることを抜かした論理となっています。即ち、精神科の薬は治療するために服用することと、再発を防ぐために維持量を服用することの二つがあるということです。

Aさんは現在、再発を防ぐための維持量を服用している限りにおいては、少くとも「治っていないから薬

を飲んでいる」ことは決してないし、現実に労働能力がそれほど劣つていると考えられないにも関わらず、会社側は依然として、Aさんを元の職場には決してもどそうとは考えていないのであります。

病者を孤立させないこと

が大切

この例にもあるように、初回の発病から多少落着くまで約一ヶ月かかります。症状の激しい時は更に二ヶ月、三ヶ月とかかることもあります。が、そう状態はいくら長くとも一ヶ月内外がほとんどと思われます。

しかしそれでも、社会復帰までを含めれば、その倍かかることが普通です。約一ヶ月から三ヶ月、ひどい時には五ヶ月余りも入院治療を要す

であつたように、早く遅れを取りもどそうと焦り、予期せぬ再発を生んでしまうことがよくあり、最も気をつけておかなければならぬことだけれども心強い知れません。

家族、同僚含め、病者を決して孤立させないこと、発病以前にも増して、良き相談相手となることがます

必要なことと考えられます。そして決して一方的に励まさないこと（これがうつ状態の回復期に行えば、必ず病者を自殺に追い込むこととなります）。本人が背負いきれない期待でつぶれてしまわないよう、じつとつかず離れず、見守つてやれる人が一人でも多くいることが、病者にとって、特に回復期の病者にとつてどれほど心強いか知れません。

という事にでもなれば、社会から遠ざかつたハンディを取りもどすに

はかなりの時間を要するだろうと思われます。そのため、Aさんもそ

*

*

*

異なり、極端な場合、ホルモン療法のみでほぼ症状が消失することもあります。

二月号の「労働と精神神經障害(2)」で以下の部分が抜けていましたのでここに掲載します。また、筆者の中山謹嗣氏の名を間違っていました。ここに訂正しおわび致します。(編集部)

ホ、身体的变化と関係する精神病
1. 内分泌障害によるもの
案外と知られていないものの一つ
と考えられ、脳下垂体機能、甲状腺
機能・副じん機能等ホルモンを出す
器官の機能のこう進・低下各々で様々
な精神症状を呈します。

いわゆる分裂病やそううつ病と誤診されやすい状態となるため、初診時に疑いがあれば必ず検査等によつて鑑別しておかねばならない疾患と考えられています。当然、薬物療法も

2. 代謝・栄養障害によるもの
心臓病・尿毒症・糖尿病・悪性貧血・肝臓病・ガンや、悪液質・栄養障害・ビタミン欠乏症などでも、各種の精神症状を呈します。各々、強ければ、幻覚妄想を中心とした分裂病様状態から軽い意識障害まで様々な状態を示し、原疾患をはつきりと鑑別しておかねばならないものと考えられています。

問題となるのは、粗暴で威嚇的で被害妄想を伴うものは、問題を起しやすく、早期の治療を必要とします。しかし、覚せい剤をやめることは、暴力団の資金源となつてゐることもあり、なかなか難しく、急性期症状は約一ヶ月でほぼ消失しますが、この時点では社会復帰することは、再使用につながりやすく、これを防ぐためには約三ヶ月の入院治療を要すると考えられています。

3. 感染病による
特に意識障害を中心とするものが多のですが、関節リウマチではそろそろ病様反応が見られることがあります。いずれも感染の軽快とともに精神症状も軽快していきます。

4. 薬物中毒による
アルコールについては前述しまし

たが、その他、睡眠薬中毒でも同様の症状を呈します。特に最近大きな問題となつてゐる覚せい剤中毒について少し詳しくふれてみたいと思います。常用量で三ヶ月で精神症状を呈するようになり、無欲、脱力、そううつ状態、粗暴、威嚇的、軽薄幻覚、妄想、易怒、暴行等様々な組み合わせて現われてきます。

マイクロエレクトロニクスと

労災職業病

(その6)

INSで

事務作業を簡素化

高度情報通信システム(INS)構想が進んでいる。INSとは、電電公社が光通信技術などの新技術を使い建設する、新たな通信サービス網の略称である。これまでの通信サービスとは言うまでもなく会話を伝える音声電話サービスがその中心であつた。これが音声だけではなく画像や文字、数字データも一つの回線で運ばれるようになり、近い将来、家庭では今の黒い電話機に代わって絵や文字まで送ることのできる新しい通信装置を使うことになるという。

そしてこの新しい電気通信技術によって、職場の形態は大きく変化する。コンピュータにキーボードを通して打ち込まれる情報が瞬時に世界をかけめぐることも可能となつてくるからである。つまり、これまで伝票など大量の書類を発行し、そのことによってこなしてきた作業が、この技術によつてすっかり置き換えられるのである。

運輸、倉庫、港湾の 労働をぬりかえる

こうした影響は、例えば運輸、倉庫業界に最もダイレクトに加わってくる。現在の運輸、倉庫のシステム

は、企業が大量の在庫をかかえるといふ「ムダ」の処理を含めて成り立つている。そうした「ムダ」が通信技術によつて置き換えるられるというのである。

例えば、港湾の荷役作業は、現在すでに港湾を通過する貨物の七〇%をしめるというコンテナによつてその形を大きく変えてきた。積み荷の単位はコンテナの数と重量で決められ、積み降ろしを港湾で行なうといふことはない。輸出コンテナの内の七〇%をしめる家電製品などは、それが、積み降ろしを港湾で行なうといふことはない。輸出コンテナの内の七〇%をしめる家電製品などは、その典型である。そういう方法が、今は貨物数の多い大企業の場合に行なわれているが、通信技術の進歩により、これからは出貨元、入貨先にコンピュータの端末を置き、税関、運輸会社、船会社等のコンピュータとも回線を通じてつなげば、伝票ひとつ発行する必要がなくなつてくるのである。したがつて、港湾での人が関わる作業が、技術的には急速に減少させ得るわけである。

近ごろ、「宅急便」「宅配便」など の誰でも簡単に利用できる小荷物輸送が発達しているが、これにはコンピュータと通信技術の発展が大きく役割を果している。銀行のようにオンライン化を行ない、集荷状況を即座に把握し全国の配送センターに流す。そして翌日、翌々日には、どこへでも配達するということが可能となる。この体制は大きな運送会社ではなくとも、どこでもキメ細かく可能となつてくる。

変わらぬ トラック 通送の

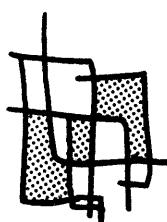
労働実態

ただ、こうした技術革新による合理化が、あれよあれよという間に急速に進められる一方、そこにたずさわる労働者の条件の問題はかき消されている。七九年に労働省が出した「通達一自動車運転者の労働時間等の改善基準について」は当時の運送業

界の生存競争の中ですさまじい単価切り下げが行なわれていた想像を絶するシワ寄せが労働者に負わされていた現実に対し出されたものであるが、それは決して現在も守られていない。運送会社の交通事故の原因をさぐれば、ほとんどそうした労働条件上の問題がうかび上がってくるのが現実である。INSによって情報網が建設されれば、こうした状態はどうなるであろうか。一台一台の積み荷の移動が更に明確な管理の下で行なわれ、より経済的な単価を切り下げる方向に進められ、運転者はより詳しく管理された状況での運転を強いられることになるだろう。運転労働者をむしばむ職業病は、慢性的のものが増える可能性がある。労働省通達は、その効果があまり認められないまま、新たな対策を打ち出す必要にせまられているといえよう。

INS構想は、電電公社自身が言うように、社会的影響があまりに大きく、公社内部でも検討がされレポートが提出されている。しかし、これには、職場環境や労働への影響の検討が全く抜け落ちている。コンピュータ化によると思われる健康障害の可能性は現在のところ漠然としているが、直接コンピュータと接することのないあらゆる職場における労働実態の見なおしが、大いにされねばならないであろう。

必要な労働実態のみなおし



第九期労働者針灸學習会の お知らせ

関西労働者針灸學習会実行委員会
全港湾関西地方本部労災職業病対策委員会
関西労働者安全センター

職業病のなかで、頸肩腕障害や腰痛症に関してはハリ治療が有効であることは明確な事実ですが、しかしハリ治療で頸肩腕や腰痛が「治ゆする」のではありません。健康を破壊された労働者がハリ治療によって健康を回復し、職場復帰し、資本の合理化、労働強化に対する闘いに再び合流し、闘いを持続させてゆくことが眞の治療行為です。従つてハリ治療がすべての治療なのではなく、あくまでも治療行為のほんの一部であることを明確にしておくことが重要です。そのためにハリ学習会は、単にハリの技術をまなぶための会ではなく、この學習会のなかで、労働者は自分の苦しみの根源を見極め、それに対しても闘いを起こすためにハリを学び、ハリで苦痛をとるのです。

(労働者針・きゅう學習会テキストより)

受講申込、人員、期間等について

イ、募集人員	二〇名程度
ロ、募集期間	四月二八日まで（必着）
ハ、開催期間	五月十二日～九月二九日（毎週木曜日、八月十一日十八日は休み）
ニ、學習時間	午後六時～八時半
ホ、場所	全港湾関西地方本部（二階会議室）
ヘ、会費	一回につき三百円
ト、資料代	五百円

応募要領

左記の項目を記入し、ハガキまたは封書にて関西労働者安全センター（大阪市西区新町二丁目十九番二十号 西長堀ビル四〇一号）までお送り下さい。

3月の新聞記事が

- (1) 住所 (5) 紹介者名
 (2) 氏名 (6) 連絡先電話番号
 (3) 勤務先 (7) 申し込みの動機
 (4) 所属組合・団体名

- 三・二 日産自動車の労使、産業ロボット導入にともなう協定に調印
- 三・五 伊方原発訴訟―国側の主張を認め、住民申請の十七証人残し抜き打ち結審(高松高裁)
- 三・六 昭和大学薬学部、明治製菓からの委託動物実験でデータねつ造
- 三・八 阪神高速(守口市)でトラックなど七重衝突四人ケガ
- 三・十一 昨夏の豪雨禍で大阪東住吉区の住民が「下水逆流は人災」として国などを相手どり集団提訴
- 三・十二 日本近距離航空機が着陸失敗、乗客三一人負傷(北海道)
- 三・十七 大阪南港沖でダグボート転覆二行方不明
- 三・一二三・一三 三・一四 「松尾鉛毒訴訟」―閉山後も企業責任を認め原告全面勝訴
- 三・一五 北海道警、北炭夕張事故を「人災」と断定幹部十人の書類送検を決定
- 三・一六 出稼労働者の遺族、天満労基署(大阪)を相手どり労災不支給の取り消しを求め大阪地裁に提訴
- 三・一七 三・一八 「未熟児網膜症から子供を守る会」結成十周年全国集会を開催(大阪)
- 三・一九 出張中の脳内出血死を公務外災害とされたことを不服とし地公災基金を相手に起した行政訴訟で神戸地裁は公務災害と認定
- 三・二十 大たい(福島地裁)四頭筋短縮症訴訟で製薬会社に賠償命令(福島地裁)

前線から

摂津

牧野氏腰痛再発

地公災審査会口頭審理終了

いよいよ結審へ

摂津市職

三月十五日、センター）補佐人の新井医
摂津市職の牧 師（松浦診療所）黒崎氏（
野常雄氏の腰
市職）の四人が出席し、各
痛再発問題に

二人目の頸肩腕・腰痛

の労災認定獲得

地域合同キンダーハイム分会



審査会による口頭審理が開催された。この問題の経緯については既に機関誌に掲載してきたので省略するが、この審理により一応の手続については終了し、あとは結論を待つだけとなつた。当曰は申請人側より本人をはじめ代理人の榎本（安全

災大阪府支部
三月上旬、総評地域合同労組キンダーハイム分会は、低年齢精神薄弱児通園施設で、年々児童の障害が重症化しており、保母の労働強化が続いていた。休憩時間

も全く取れない保育労働の中で、頸腕・腰痛などの職業病が園内に慢延し、深刻化している。このような中で同分会は昨年、最も重症の鈴木さんの労災闘争に取り組み、昨年七月には最初の労災認定をかち取つた。

鈴木さんに続いて長岡彰子さんの頸肩腕・腰痛症の労災認定をかちとつた。鈴木さんは、労災認定後園に対し、労働環境改善の闘いにとり組んだ

タの立場より約一時間にわたり意見を述べた。申請人の牧野氏が「仕事が気になり、同僚にも迷惑がかかるので、痛いのをがまんして仕事をしていたのに、出勤したのだから治つたと言わるのは全く心外で、まじめな者がバカを見るようなことは何としても納得し難い」と強く訴えたのをはじめ、組合も「地公災基金は

迅速な救済という目的を無視し、一年近く放置して公務外というのは余りにも不當」と主張するなど四者四様に精力的に基金の弁明書に対する反論を行つた。決定は早ければ三ヶ月程度で出る予定であるが、今後の公災認定闘争へのとりくみ強化という観点も含め、組合では署名活動などを検討中である。

（編集部）

環境改善については若干の前進が見られたものの、労働条件については全く改善されないばかりか、昨年四月より高齢児を入園させ、能力別のクラス編成を導入するなど保母の労働負担は増加している。

今回労災認定をかち取った長岡さんは現在は正職員であるが、七七年に就職以来三年間もの長期間アルバイトとして働いており、正職以下の労働条件で常に雇用不案を強いられてきた。労災の確定した現在は三ヶ月の休業を経てリハビリ就労に入つており、休業補償の立替払いの要求など、認定者に対する生活保障の問題にとり組んでいる。

前進が見られたものの、労働条件については全く改善されないばかりか、昨年四月より高齢児を入園させ、能力別のクラス編成を導入するなど保母の労働負担は増加している。

三月三十日、大阪市職民生局支部は、組合員で東住吉区の苅田南保育所保母の木股八重子さんの頸肩腕障害について、地公災大阪市支部に公務災害認定申請を行った。

同氏は昭和五二年四月に大阪市保母として採用され以降、浅香東保育所に三年、苅田南に三年勤務を続いているが、初年度の五二年より既に全身疲労がひどく、肩こり、頭痛、はきけなどの症状が出初めっていた。

夏頃より申請準備を進めたものである。

同支部ではこれまで十六名の保母が公災申請し、七名が認定されているが、安全センターとして協力するのは初めてのケースでもあり、必ず認定をかちとるために可能な限り最大の協力を続けていきたい。

三月三十日、大阪市職民生局支部は、組合員で東住吉区の苅田南保育所保母の木股八重子さんの頸肩腕障害について、地公災大阪市支部に公務災害認定申請を行った。

同氏は昭和五二年四月に大阪市保母として採用され以降、浅香東保育所に三年、苅田南に三年勤務を続いているが、初年度の五二年より既に全身疲労がひどく、肩こり、頭痛、はきけなどの症状が出初めっていた。

夏頃より申請準備を進めたものである。

同支部ではこれまで十六名の保母が公災申請し、七名が認定されているが、安全センターとして協力するのは初めてのケースでもあり、必ず認定をかちとるために可能な限り最大の協力を続けていきたい。

大阪

半年の準備経て公務災害申請 大阪市職民生局支部



吹田

腰痛訴訟で

パトロール・産業医等も協定化

全金技研工業支部

昨年四月より大阪地裁で争われていた全金技研工業支部の腰痛訴訟で、原告全

面勝利の和解が三月二二日に成立した。技研工業は吹田市にある製団台の製造会社であり、その組立工程に

いたずさわる労働者に多数腰痛被災者が発生していたが、何ら職場改善もなされずに現在に至っていた。腰痛被

災者四名は昨年の裁判提訴と同時に、吹田地域の労働者と「吹田労災をなくす会」を結成してともにかちどつた勝利和解である。

和解内容は、原告への損害

名、出勤停止（10日間）9

社側から発せられた解雇6

力月にわたりストをうち、（朝日新聞社前座り込み）その後就労闘争に入っているが会社側の対応は固く、現在も職制による暴力事件もひん発している。センタ

ーとしても引き続き支援協

安全衛生委の設置、安全パトロールの実施、産業医の任命、安全顧問の任命、災害補償規定の作成と、具体策をとり決めているが、今後は「なくす会」としても厳重に監視していく決意で

あります。またこれを足場に吹田地域での労災職業病に対する闘いをより強化していくたいと思っている。

（吹田労災をなくす会）

一としても、職制の暴力によるケガについての労災とり組みなどでまき返しに協力してきたが、大量解雇により全面闘争に突入したわけである。

労組は二月一四日から

豊中

大阪オフセット労組

六名に不当解雇処分

力月にわたりストをうち、（朝日新聞社前座り込み）その後就労闘争に入っているが会社側の対応は固く、現在も職制による暴力事件もひん発している。センタ

力していきたい。（編集部）

通勤途上の急性心不全

「業務災害」と認定

大阪

全金大阪ベアリング支部

三月二三日、五四年二月に大阪市東成区の工事現場にて脳卒中で死亡した柴田久雄氏（当時三九歳）の遺族である柴田ノブ子さんは、天満労基署が行つた業務外の認定は不当であり、これを取り消すよう求めた行政訴訟を大阪地裁に提起した。この問題は既に機関誌において何回か掲載したように、死亡事故発生以来地元の秋田を中心に全国出稼組合連合会が業務上認定を要求して運動してきたが、昨

年十二月二七日に至り、中央審査会が請求棄却の裁決を行つたことにより、今年に入つてから中北弁護士を

られてきたものである。

堺

柴田出稼脳卒中労災

大阪地裁へ提訴

天満署の処分取消求め

18

一カ一の使用時間に関しても、2時間45分程度使用しているにもかかわらず、行政側は天満署の初動調査による1時間程度という見解を変えていない。

安全センターとしてはこの訴訟の事務局を担当するが、脳卒中認定基準の改善、出稼労働者の労働条件改善を目標としてとり組みを強めていきたい。（編集部）

年十二月二七日に至り、中央審査会が請求棄却の裁決を行つたことにより、今年に入つてから中北弁護士を

られてきたものである。

三月二九日、堺労基署は全金大阪ベアリング支部の組合員緒方勇吉氏（五七歳）号にて詳しく解説する予定であるが、大まかに言ってこの問題は既に機関誌に死亡前の労働実態についての事実関係が、行政と我々との間で全くといつていいほどに異つていることである。例えば、死亡直前の作業であるコンクリートブレ

中で倒れ、急性心不全で死んだ。組合より安全センターに相談があつた時は既に会社より通勤災害として業務上災害と認定した。緒方氏は昨年六月三十日自転車で出勤途中定期券を忘れたのに気づき家に引き返し、待合せ時間に遅れまた組合としても本格的にとり組むことになった。

安全センターも協力して調査を行い、通勤災害に関する意見書をまとめ、昨年

保育労働者の 職業病を 克服するために

····· 頸肩腕障害篇

A5版 32ページ 200円

テ 1冊 70円 2冊 170円
3冊以上 250円

発行・大阪市職労民生局支部

協力・関西労働者安全センター
・(医)南労会 松浦診療所

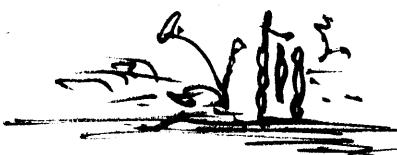
未から今年にかけて交渉を行ってきた。また、緒方氏は死亡直前の問題として、プラッター（電動のフォークリフトのようなもの）の

社内試験を受けるために作業中にも練習するなどがん張っていたが、二度にわたり不合格になり思い悩んでいたことなども明らかにな

り、業務上災害の可能性もあるとしてその意見書も併せて提出していた。今回労基署は通勤災害としての判断を避け、業務

上災害として認定したわけだが、組合・センターの気迫勝ちともいえる。

(編集部)



3/10 全国行動の成功ふまえ 各地で闘いを展開しよう！

三月十日、雨が降りしきる中、労働省前に七〇〇名の労働者が全国から結集した。参加者の抗議のシュプレヒコールは労働省の建物をゆるがし、
3・10 労災職業病全国行動は大成功をおさめた。総評は画一的な針きゅう治療打切りは許さないと、社会党国会議員とともに労働省との交渉に臨んでいる。一方、三月下旬地方局・署からは、被災者、医療機関に対して、四月以降は針きゅうは保険給付しないとの通知が出された。医学的には何の根拠もない針きゅう治療の打ち切りを労働省はついに強行した。しかし高知等の県では未だに通達は実施されておらず、労働省のいう「全国斎一性」は既に崩れている。闘いはこれからだ！画一的治療打切り、労災打切りをさせない闘いを全国各地で一層盛り上げよう！

労働省前に 700名が結集

回！生命とくらしを守る労災職業病
全国行動」が中央總評・東京地評の
主催で行われた。降りしきる雨の中
東京・神奈川を始め、愛知・大阪・
三月十日、労働省前で「三・一〇
兵庫・高知・大分等から七〇〇名の
ハリきゅう治療制限・労災打切り撤
労働者・被災者が結集した。

午後一時、事前に到着した大阪・
兵庫・大分等一〇〇人の労働者が拍
手をする中、宣伝カーを先頭に、午
前中東京労基局行動を行つた関東の
労働者が次々と到着し、労働省前中
庭を埋め尽した。雨は一段と強くな
つたがいっぽいに拡がつた傘の隊列、
林立する赤旗、そしてスローガンを
示す垂幕と、雨を吹き飛す熱気の中
で全国総決起集会が始つた。

宣伝カーの上に東京地評の森本氏
が司会として立ち、主催者として、
清水總評労対局長、光頼東京地評副
議長があいさつし、社党川本衆議員
が激励のあいさつを行つた。次いで
清水氏を団長に県評代表など三十名
の代表団を選出して労働省との交渉
に送り出した。雨で服がすぶぬれに
なりながらも、労働省に対する怒り
のシュプレヒコールで氣勢をあげ、
再度集会を続行した。全国各地から
決意表明が次々と行なわれ、大阪か
らは全港湾米運分会より、米をかつ
ぐことにより労働者のほとんどが腰

痛りかかり、針きゅう治療を奪われたら動けなくなる、ストをしてでも闘うという力強いアピールをし、大きな拍手をうけた。

三時に代表団が帰ってきて、清水氏より交渉経過の報告が行われた。交渉には労働基準局長は出席せず、応対した林補償課長は、通達は撤回する気はないと頑強な姿勢であった。東京基準局が二七名を打切りしたことについては知らないから調査すると、その場しのぎの回答に終止したと怒りをこめて報告した。

報告をうけた後、全員が労働省の建物に向かい、「労働省の居直りは許さない」「針きゅう治療制限反対」と怒りのシュプレヒコールをぶつけ、今日を出発点に闘いをさらに発展させることを確認し、全国集会を終えた。

二、一〇全国行動に先がけ

大阪で局交渉…百名が参加。
報告をうけた後、全員が労働省の建物に向かい、「労働省の居直りは許さない」「針きゅう治療制限反対」と怒りのシュプレヒコールをぶつけ、今日を出発点に闘いをさらに発展させることを確認し、全国集会を終えた。

三月九日、大阪地評主催で大阪基

準局との交渉が行われた。全港湾、全林野、全金、労金等の単産、東地協、被災者団体など一〇〇名近くが参加した大衆交渉となつた。

森島地評労職対事務局長より、針きゅう治療の制限には絶対反対であり、三月末での画一的打切りはするな、主治医の意見を尊重せよという報告がなされた。

浦医師より、労働省直轄の労災病院でも針きゅう治療は行われており、熊本労災病院では治療効果が高いとの論文も発表されていることなど、現実と労働省の公言していることの違いを明らかにした。また、昨年十

月に地評が実施したアンケート調査の結果報告が事務局の原田氏からあり、労災被災者が、自費の人と比べ漫然と治療を行っているような実態はないこと、全員が針きゅうは大変効果があるという結果が得られたことが報告された。

それらに対し、渡辺課長は、全く耳を傾けることなく、通達は絶対に

実施しなければならない、三月末をもつて針きゅうは打切るとオームの年で制限することは問題」と述べたことを全林野の代表が追及しても、本首から一切話は聞いていないと否定し、全林野の代表を毎じょくする発言がなされた。

終始、このように権力的、高圧的な交渉で林課長が「断続的治療も一年で制限することは問題」と述べたことを全林野の代表が追及しても、本首から一切話は聞いていないと否定し、全林野の代表を毎じょくする発言がなされた。

かま二月四日に、本首と全山労協との交渉で林課長が「断続的治療も一年で制限することは問題」と述べたことを全林野の代表が追及しても、本首から一切話は聞いていないと否定し、全林野の代表を毎じょくする発言がなされた。

その後、三月二八日、総評と単産代表、安全センターで交渉が行われ、話し合いを引き続き行うこと、被災者の打切りはしないこと、職場復帰対策を強化することが確認された。

大阪では四月下旬に、針きゅう治療問題とあわせ労働行政反動化に対する大抗議行動を行うことを決め、現在準備が進められている。

列島縦断

ここにも 安全センターが…

③

東北労災職業病センター

言うべき集会が、先日三月十八日に「三、一八労災職業病を闘う宮城県集会」として行なわれ、仙台、多賀城、塩釜の労働者が多数参加する中で、大成功をおさめることができました。

総評労対局から信太忠二さんを招き、「だれでもできる労災職業病の闘い」という題で特別講演をしていただき、大変な好評を得ることができました。内容が非常に具体的でかつわかりやすいため、参加した労働者のすべてが改めて労災職業病の闘いの重要性を認識した上で、企画した私たちにとっても大満足というところでした。講演の終了後にはたくさんの方の質問が出され、現実に今職業病で苦しんでいる労働者の不安、職場で実際にあつた労災職業病の問題、労働組合の役割など、集会参加者はより一層理解を深めたように思いました。だれにでもできる闘いであることを常にかかえてきたのですが、そこに働く労働者の相談がほとんどないに等しい状況をどう打開するのかが最大の問題点でした。労災職業病闘争を行なうにつけてのスタッフにつ

あることなど、労災職業病闘争の基本を改めて知ることになり、あわせて職場でのそれぞれの労働者の認務についてまで指摘されるに及んで会場内に独特な雰囲気がただよっていました。

東北労災職業病センター設立宣言集会は、文字通り、この集会を基点として大きく一步を踏み出すことが確認されたのでした。

大きかつた東北造船

酸欠事故闘争の勝利

三年の準備会活動
足場に
センター正式設立

昨年十二月十八日、約三年間の準備会活動に終止符を打ち、東北労災職業病センターは正式に発足するとことなりました。そして東北労災職業病センターの設立宣言集会とも

いでは、およそ全国的に見てもひけ

をどらないと考えますが、どうやつ

てその組織を動かし、職場の労働者

との結合を計るのか、また災者と

どう連絡を取るのか等どうしても解

決できない点としてありました。

そこで私たちは、まず実績を作る

こと、そして具体的な闘いを軸にし

て宣伝活動を行ない、会員の募集と

悩んでいる労働者との連絡をとろう

と考え、まず東北造船でおきた下請

工の酸素欠乏症死亡災害についての

告訴告発闘争、そして裁判闘争と、

東北造船で活動している活動家の決

起を支援する闘いを始めたわけです。

東北造船労働組合が同盟JJC指向

であるため全く支援を受けられず、

しかも当該の被災者は下請工である

ことを理由に全く補償もせずにたつた

五万円で切り捨てた元請東北造船の

側に走ったため、この闘いは同盟J

JCC路線との真向からの対決となり、

東北造船内の活動家の献身的な活動

できました。

毎月

集会と学習会を企画

また、塩釜にある水産加工業で働

いていた女性労働者の頸腕症をも、

この闘いの中で具体的に勝ち取り、

宮城県ではパート労働者の頸腕は初

めてであるとの勲章も付けることに

なりました。(なお、この闘いで事業

主との団体交渉も行ないました。)

その他、碎石工業で働いていた労

働者の肺ガン死亡についてじん肺と

の関係についての申請じ、じん肺管

理区分が管理4でなくとも肺ガンに

なり、明らかに合併症として認めら

れるべきであるということを現在行

なっています。

さらに学習会も必要であるという

ことから、昨年は労災職業病の歴史

についての講演と討論の集いを行な

い、今年に入つてからは全林野労組の協力を受け、「振動病についての映画を見る会」を開催しました。

今後は、原発についての講演と討論など、月に一度づつ着実に集会と学習会を開催していく予定です。

労職闘争の

全国交流を期待

三月十八日の集会後、初めて地域

の労働者から、頸腕症と腰痛につい

ての相談を受けています。一人はボ

ールペンを使用する金融関係の労働

者です。もう一人は足場作業を行な

っている労働者です。

私たちには、なんとか一人前の活動

ができるように、活動を続けていく

決意ですが、ひとつ悩みがあります。

東北労災職業病センターと看板は大き

いのですが、全国での活動の内容

がほとんど入ってきません。いつもお世話になりっぱなしの神奈川の方

「うちの組合」

大阪市職 弘済院支部
(吹田市)

この三月に安全センターに加盟しましたばかりの弘済院支部です。正式加盟は手間どつて遅くなりましたが、安全センターには、公務災害認定闘争、針・きゅう学習会、松浦診療所での針・きゅう治療と数年来すでにお世話になつてしております。支部における職業病闘争は、多くの課題をかえながらも進展がなく、このところ停滞ぎみの状態が続いていますが、今回の安全センター加盟をきっかけとして、また初心にもどり再出発したいと考えております。今後ともよろしく。

「うちの組合」の紹介となりますと、まずその名のとおり親組織は大阪市職で、区役所、本庁、病院など五十支部あり、市内から離れた吹田の地に「田舎支部」と言われながら良くも悪くもマイペースでやつていらるのがわが弘済院支部というわけです。弘済院は大阪市の総合福祉施設で養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、附属病院、児童ホーム、救護

タからはずいぶんと多くの情報をいただくのですが、闘いの全国性をどう追求するのか、全国でいま何が問題になつているのかなど、知らないことが多すぎます。「列島縦断」という関西労災職業病の企画に便乗し、より多くの交流を各地の方々と行ないたいと思います。

各地の皆さんからのおたよりがいただければ幸いです。

〔連絡先〕 宮城県塩釜市藤倉一丁目四一四二

兵藤 政行

弘済院の概要と勤務実態

第一、第一ホームからなっています。

組合員数は二七〇名で内一九九名は婦人組合員です。直接処遇職員といわれる看護婦、保母、寮母が大部隊で、他に事務職、ケースワーカー、栄養士、薬剤士、検査技士、X線技転手、交換手と様々な職種があり、それぞれの現場に合わせた勤務形態（ズレ勤、隔日勤務、三交替、宿日直）をとつて、二十四時間運営されています。施設利用者も子供から成人、お年寄りまでと幅ひろく、それぞれの専門性の違いから、同じ場所にありながら自分の職場以外はあまり知らない組合員も少なくありません。

闘いのきっかけは 寮母の腰痛症多発

職業病の闘いは、七五年に特養ホーム寮母に腰痛の多発を見たころから始まりました。特養ホームは、ねたきり老人を対象とする施設ですか

士、理学療法士、病棟夫、寮夫、運転手、交換手と様々な職種があり、それぞれの現場に合わせた勤務形態（ズレ勤、隔日勤務、三交替、宿日直）をとつて、二十四時間運営されています。施設利用者も子供から成人、お年寄りまでと幅ひろく、それぞれの専門性の違いから、同じ場所にありながら自分の職場以外はあまり知らない組合員も少なくありません。

そう」と取り組みを始めました。現在は認定請求も定着し、災害性のものはほぼすべてが認定され、職場環境改善も順送式溶そうを入れるなど少しずつ前進を見ました。しかし、開所以来十六年を経過した現在、ほぼ全ての寮母が慢性腰痛、頸腕になつてていることについては対応策がなく、老人に対する処遇ともかかわつて大きな課題となっています。

安全センターの存在は、都島友の会闘争支援をおして知りましたが、民間のきびしい闘いをリードするセンターの活躍ぶりは、公務員の世界に閉じこもっていた私たちにとって衝撃でもありました。支部の学習会に全港湾米穀運輸分会の人を招き、慢性腰痛認定の闘いを聞き、そのダ

イナミックな闘争パターンにあ然とさせられました。公務災害の認定期度は、本誌「公務災害」に連載されている通り「非民主的、権力的、密室的なもので、労基署に対する大衆行動などおよそ想像もつかないものでしたから。

民間の闘いに勇気付けられた私は、団体交渉の場で、当局責任を追及するという手段により、少しづつ「たたかい」をつくり続け、七年には「公務外」とされた特養寮母



皆さんや医師団の助言、指導があったればこそと言えましょう。医学論争におちいるのではなく、「仕事によつてひきおこされたのだ」という強い確信を持ち、その裏付け作業を行ない労働実態を明らかにするとともに、働くものの健康について何の配慮もしない当局の使用者責任を追及することになりました。

職場に根付く

職業病闘争を

支部の中にも、まだまだ「個人の体质論」がありましたが、逆にこの問題を強力にすすめるなかで、労働者の病気とは何なのかを問い合わせ、健康で働く職場作りに向けたオルグを重ねました。再審査請求まで行なったこの闘いも八十年に中央で棄却され行政闘争を終わりました。裁判へ進むよりも具体的な労働条件改善の闘いを前進させることにして区切りをつけたのですが、支部におい

て象徴的な意味をもつこの闘いがなくなつた時点からその後の職業病闘争の前進はあまりなく、当局責任として具体的にせまつた特殊健康診断についても実施されないまま今日に至っています。闘いの手をゆるめてはならないと省りみて思つているところです。

針・きゅう学習会へは一期からずつと毎回お世話になり、十五名の修了生を出しました。支部に

かえり実践している人、全くできず忘れてしまつた人といろいろですが、

技術習得はともかくとして、組合づくりや組合つぶしという民間の仲間のきびしい闘争報告から、労働者意識(?)を呼びおこされるという貴重

な経験ができたことは、参加した組合員のうちに生かされていると思います。
教えられるばかりの安全センターとのかかわりですが、「労働運動のなかに労災職業病闘争が根付かない組合は、反合闘争を闘えない御用組合になる」と言われた山本議長の言葉を思い起こし、再びがんばって、センターと共に歩みたいと考えています。

前回の「うちの組合」の全金オーナーシマ支部で、西成区とあるのは間違いで生野区です。ここにおわびして訂正します。

労災保険による針灸治療の制限反対

ハッピーハーフ

— 行革に名をかりた労働省の悪らつな攻撃をはねかえんそう

発行……関西労働者安全センター

5判 21ページ 百円 ニ十冊以上当方負担

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号（通巻第108号）昭和58年4月10日発行

（毎月一回10日発行）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28